

改正鉱業法における鉱物の探査について

鉱物の探査の許可【第100条の2】

鉱物の探査(鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査(鉱物の掘採を伴わないものに限る。))であって、地震探鉱法その他一定の区域を継続して使用するものとして使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。)を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

鉱業法における探査許可制度は国内資源の適正な管理の観点から、**目的(鉱物資源の開発、科学的調査)の如何に関わらず、「行為」によって規制しているため、経済産業省令で定める方法に該当する探査は全て許可申請の対象となる可能性があります。**

該当するか否かに関して御不明な場合はご相談ください。

「経済産業省令で定める方法」とは・・・

○地震探鉱法

人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法。

○電磁法

電磁波を海底面近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法。

○集中的サンプリング探査法

底質を収集する機器を用いて、底質を集中的に収集する方法。

(参考)申請様式

探査許可申請書

年 月 日

経済産業大臣又は経済産業局長 殿

住所(郵便番号) _____
申請者 氏名又は名称 印 _____
(電話番号) _____

下記のとおり、鉱業法第100条の2第1項の規定により、探査の許可を受けたいので、探査を行おうとする区域を表示する図面及び法第100条の3第2号に該当しないことを誓約する書面を添えて、申請します。

記

- 申請区域の所在地
- 探査の期間
- 当該探査の基地計画
 - 計画名
 - 実施法人又は実施者の国籍
 - 目的とする鉱物の名称
 - 政府機関との委託関係がある場合、政府機関の名称及び住所
 - 計画の目標
 - 当該探査を実施しようとする区域の危険防止のために必要な措置に関する事項
 - 当該探査の実施体制(請負に関する事項を含む。)
 - 当該探査と関連する過去又は将来の探査計画
- 探査の方法
 - 海域において行う探査にあつては船舶の詳細(計画に使用しているその他の船舶を含む。)
 - 船舶の名称、種類、船種、船齢、船番号及び信号符号
 - 船舶の所有者の氏名、住所及び電話番号
 - 船舶の責任者の氏名、経歴、住所及び電話番号
 - 全長、最大喫水、総重量及び航行最大速度
 - 船舶への通信手段
 - 船員数
 - 船舶全体を確認できる写真
 - 装置及び機器の詳細
 - 地震探鉱法又は第44条の2各号に掲げる方法のうち該当するもの
 - その他に使用する主要な装置及び機器
 - ①②で使用する装置の仕様及び船載等
- その他、当該探査の方法を把握するために必要な事項
- 若し予定地及び自庁
- 公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設、文化財、公園又は風景資源の保護に関する事項
- 農業、林業、漁業又はその他の産業との調整に関する事項
- 申請に係る探査が他人の鉱区で行われるもの場合は、当該鉱区の鉱業権者との関係

誓に関する事項

9 探査結果の取扱いに関する事項

備考

- 「3.(5)計画の目標」には跡地、海域別の測線長、探査方法など探査の内容を記載し、当該探査で求める成果を記載すること。
- 様式第2の備考6及び様式第13の1の備考3に準ずる。

様式第36(第44条の3第1項関係)

探査を行おうとする区域を表示する図面(世界測地系)

年 月 日

住所 _____
申請者 氏名又は名称 _____

- 申請区域の所在地
- 申請区域の面積
- 平面図典測線の番号

備考

- 探査を行おうとする区域を表示する図面(世界測地系)は、上記の例により作成すること。(緯度、経度に併せてX、Y座標値を記入すること。)
- 探査を行おうとする区域を表示する図面の縮尺は、原則10,000分の1とすること。ただし、10,000分の1によつては区域が明示し難いときは、縮尺を明記の上、縮尺の縮尺によること。
- 地形図名欄には、探査を行おうとする区域を含む国土地理院発行の50,000分の1地形図が発行されている区域の場合、その図名を記載し、さらに、当該探査を行おうとする区域の位置が当該地形図を4等分した区域のうち、いずれの区域に該当するかを印で表示すること。
- 符号は、国土地理院発行の50,000分の1地形図の図式記号及び日本工業規格JIS S 5011によること。
- 符号のうち、次に掲げるものは、それぞれの色別によること。

赤色・・・三角点の標高、真北線、探査を行おうとする区域の頂点及びその番号、頂点の座標値、境界線

青色・・・河川、湿地、湖沼、海岸線

かつ色・・・道路

黒色・・・三角点、等高線

- 用紙は、上質紙、和紙、合成紙その他の長期保存に適したものをを用いること。
- 記載は、印刷インク、ボールペン(水性かつ染料を使用したものを除く。)、鉛筆、墨その他適色し、又は消さないものを用いること。
- 封書は、原用として、図面右上に書くこと。
- 図面区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点等探査を行う位置を把握するために必要な事項を記載すること。